

公益社団法人新潟県建築士会地域づくり協働支援事業実施要綱

1 目的

地域づくりの主体は地域住民です。自らの地域を住民自らが考え創ることで、住んでいる人みんなの居場所ができ、みんなの笑顔あふれる地域に育ちます。

その地域に住む建築士は、一住民として地域づくりに参画する中で職能を活かすことができた時、建築士としての誇りを感じることでしょう。

地域づくり協働支援事業は、建築士会会員が住民の一人として参画する地域住民主体のまちづくりを、建築士会として支援することを目的とします。

2 支援の内容

(1) 財政支援

- 1) 本会に継続して3年以上会員である者が2名以上いる団体に対して、活動立ち上げの3年間を対象に、本会の財政状況を勘案し可能な限りの助成を行います。
- 2) 活動助成は1カ年単位で行います。
- 3) 本会の財政支援が終了した団体に、他の助成団体等が実施しているまちづくり活動支援に関する情報を提供します。

(2) その他の支援

当面、以下の事業を行います。

- 1) 建築士がまちづくりの専門家であることや建築士会としてこの事業に取り組むことの有用性の認知を進めること
- 2) それぞれの地域で、上記1で示した活動が展開しやすい環境づくり
- 3) まちづくり活動を行う市民と行政との橋渡し

3 助成団体の選考

- (1) 毎年3月に上記2-(1)-1)の助成を希望する団体を募集します。
- (2) 応募があった団体の中から上記1)目的に合致する団体を、予算の範囲内でまちづくり委員会が選考します。
- (3) 募集、選考に当たっては、以下に示す事項を踏まえた選考基準を明記した募集要項を2月末日までに公表します。
 - ①個人的活動ではなく地域社会に寄与する活動であること
 - ②建築士としての職能を生かした活動であること
 - ③営利を目的とした活動でないこと
 - ④応募団体が、提案する活動を実施することが可能な団体でありかつ少なくとも活動予定期間内存続できる団体であること
- (4) 選考の結果は、遅くとも4月末日までに応募団体に通知します。

4 活動結果の報告

上記3-(2)で選考され助成を受けた団体は、選考された翌年の3月末日までに、活動結果の報告を完了報告書(様式5)で新潟県建築士会会長に行ってください。

附則

- 1 この要綱は、平成27年5月13日から施行します。

経過措置

- 1 平成27年の助成団体の募集及び募集要項の公表は5月に行い、選考結果の通知は7月末日までに行います。